

## 県内の私立高等学校で発生したいじめの重大事態に係る再調査の実施について

岩手県

## 1 趣旨

県内の私立高等学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 項に基づき、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認め、同校が設置した調査組織（以下「学校調査組織」という。）による調査結果について知事による再調査を行うもの。

## 2 事案の概要

県内の私立高等学校において、平成 29 年 6 月下旬に、当時 1 年生の生徒 2 名が部活動の練習中、上級生やコーチの厳しい言葉による指摘等を受け、その後、夏休み明けから不登校（両名とも「うつ病」との診断）となり、最終的に 2 名とも同校を退学した。もの。（法第 28 条第 1 項第 1 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当）

## 3 再調査実施の理由

- (1) 本事案に係る学校調査組織による調査について、被害生徒及びその保護者から、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）第 10 の②③④に該当し、再調査の必要性が大きいとの理由により、再調査の請求があったところ。
- (2) 県において、学校調査組織による調査報告書を確認した結果、ガイドラインに照らし、再調査を行う必要があると認められることから、法第 31 条第 2 項に基づき、学校調査組織による調査結果の再調査を実施するものである。

**【参考 1】いじめ防止対策推進法（抜粋）**

## 第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

### 【参考2】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(抜粋)

#### 第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
  - ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
  - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
  - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
  - ④調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。